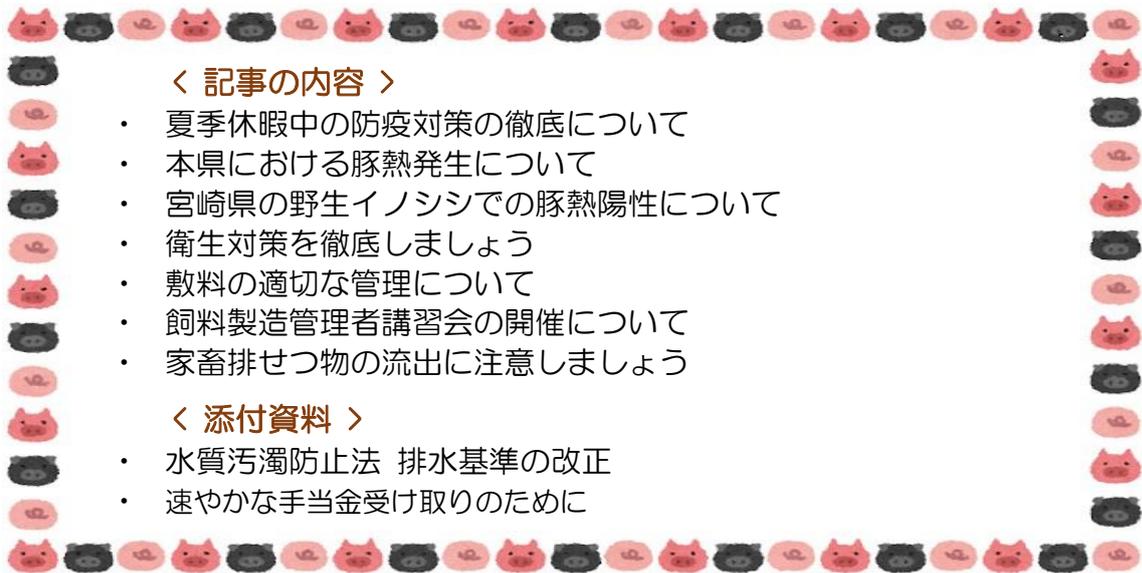


～やえがさたより～

令和7年8月号



＜ 記事の内容 ＞

- ・ 夏季休暇中の防疫対策の徹底について
- ・ 本県における豚熱発生について
- ・ 宮崎県の野生イノシシでの豚熱陽性について
- ・ 衛生対策を徹底しましょう
- ・ 敷料の適切な管理について
- ・ 飼料製造管理者講習会の開催について
- ・ 家畜排せつ物の流出に注意しましょう

＜ 添付資料 ＞

- ・ 水質汚濁防止法 排水基準の改正
- ・ 速やかな手当金受け取りのために

夏季休暇中の防疫対策の徹底について

まもなくお盆などの夏季休暇を迎え、国内外で人や物の動きが活発になることが予想されます。海外ではアフリカ豚熱や口蹄疫の発生国が多く、旅行者の荷物や持ち込む食品内にウイルスが付着している可能性もあります。農場従事者の不要不急の海外渡航は控え、関係者以外が農場内に入ることのないよう、衛生管理区域の柵やロープでの明確な区分や、立入禁止の表示などを再度確認してください。



本県における豚熱発生について

令和7年に入り、県内養豚場において4件の豚熱発生が確認されました。これを受け、全県下で飼養衛生管理基準の遵守状況確認のための農場立入検査を実施しました。管内農家の皆様にも立入検査にご協力いただきありがとうございました。皆さまの協力の元、管内全戸の検査が完了しました。以下の衛生対策を参考に、引き続き飼養衛生管理基準の遵守をお願いします。

宮崎県の野生イノシシでの豚熱陽性について

令和7年4月9日、宮崎県都城市において豚熱陽性の野生イノシシが確認されました。その後も宮崎県内では8月7日までに合わせて8頭の豚熱陽性イノシシが確認されています。

群馬県内でも、今年度も桐生市内で3頭の豚熱陽性イノシシが確認されるなど、各所で豚熱陽性イノシシが確認されています。防護柵のすぐ外側には豚熱陽性イノシシがいると考え、以下の衛生対策を徹底してください。



衛生対策を徹底しましょう

1 農場内へ病原体を持ち込まないようにしましょう

・車と人の対策

車両はタイヤ、タイヤハウス、車両の底面など、しっかりと動力噴霧器で消毒しましょう。石灰帯だけでは不十分です。一般の車のタイヤなどでもウイルスは農場付近に運ばれてきます。農場に入場する車両にもウイルスが付着していると考え、出入りの際の消毒は十分に行ってください。車から降りる運転手は、ブーツカバーを履くなど対策をしましょう。

・野生動物の対策

防護柵のすぐ外側には豚熱陽性イノシシや病原体を運ぶ野生動物がいますので、農場との境界に野生動物が近づきにくい環境を整備してください。防護柵、防鳥ネットは破損がないか定期的にチェックしてください。特に、堆肥舎の防鳥ネットが未設置の農場は早急に設置してください。

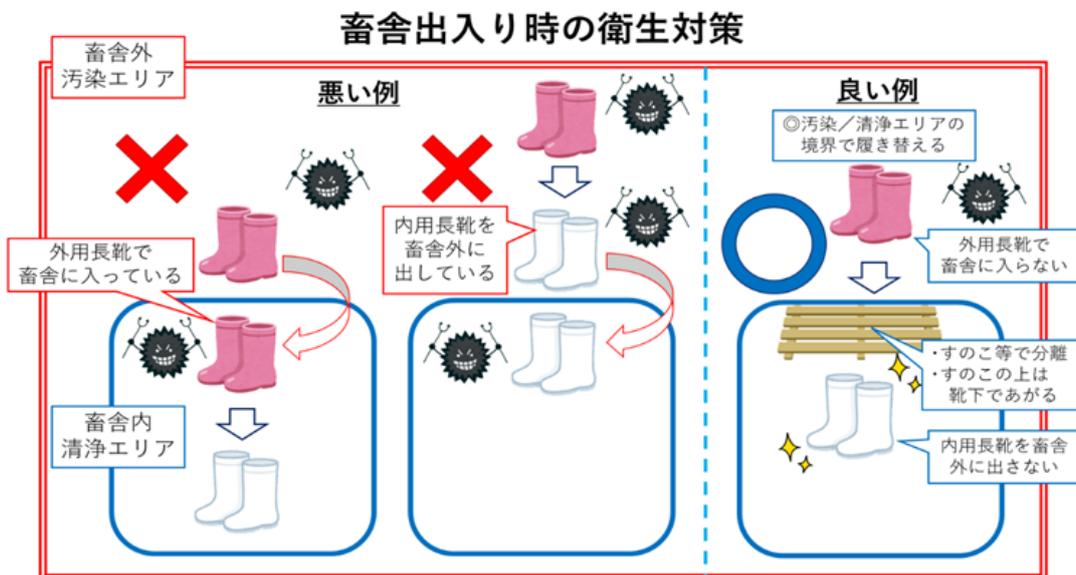
繁茂した草も野生動物の隠れ場所になります。草が繁茂していると、風が通らず空調の効き具合も悪くなります。熱中症には十分注意して除草しましょう。

2 豚舎へ病原体を持ち込まないようにしましょう

・人の対策

豚舎ごとの長靴の履き替え、衣服の着替え、手指消毒または専用の手袋を着用しましょう。豚舎専用長靴への履き替えについて、豚舎外で履いていた長靴のまま豚舎内へ入ってしまう状況がみられます。

前室がない場合は、豚舎入口にすのこ等を設置して「履き替えスペース」を確保し、豚舎内外の境界を明確にするようにしましょう。



長靴の履き替え

1. 外の長靴を脱いで、保管場所へ
2. すのこに靴下で上がる
3. 畜舎内長靴に履き替える

3 豚の移動時の対策

移動用のケージやトラックは使う直前に消毒しましょう。

ケージはタイヤの泥はねが豚にかからないよう隙間がないようにしましょう。

豚舎の外を歩かせることは高リスクです。石灰消毒だけでは十分であるとは言えません。移動用のケージやトラックの使用、移動専用通路を設置してください。

通路が動線の妨げになる場合には、可動式の通路などもあります。



● 敷料の適切な管理について

豚熱陽性野生イノシシの死体が畜産農家の敷料として利用するために集積された粃殻の中から発見され、当該粃殻が養豚場に持ち込まれるという事例がありました。また、豚熱発生農場において、敷料として保管されている粃殻が野生動物の誘因となっている事例が確認されています。

農場への豚熱ウイルスの侵入を防止するために、敷料に使う粃殻等は適切な管理を行っている集積所から搬入しましょう。また、敷料を保管する場所は野生動物の侵入防止対策を徹底しましょう。

● 飼料製造管理者講習会の開催について

落花生油かすを原料とする飼料、または、抗菌性物質製剤を含む飼料等を製造している場合、自家配合農家においても飼料製造管理者の設置が必要です。

- ・ 申請期間：令和7年7月16日～8月29日 * 郵送は必着
- ・ 開催日：令和7年1月8日～2月27日（受講期間）、2月27日（試験日）
- ・ 受講方法：e-ラーニングシステムでの動画視聴（一時中断、再開も可能）
* 4時間講義×9回、全36時間
- ・ 試験方法：最寄りのテストセンターでコンピュータによる試験を実施
- ・ 受講料：48,500円 * 別途サブテキスト代要。
- ・ 問合せ先：独立行政法人 農林水産消費安全技術センター 肥飼料安全検査部 飼料管理課

※申請書、開催情報（FAMIC ホムページ）→http://www.famic.go.jp/ffis/feed/sub2_koshu.html

☀️ 家畜排せつ物の流出に注意しましょう

近年は夏場に突然、大量の雨が降ることが多くなりました。
大雨により家畜排せつ物や堆肥が、周辺の土地や道路等に流出することも心配されます。



- 畜舎や堆肥舎の修繕、周辺の清掃をきちんと行っていますか？
- 畜舎や堆肥舎に雨水が流入しないように対策はできていますか？
- 畑に搬出した堆肥は、散布後、速やかに耕耘していますか？

日頃から家畜排せつ物の適正管理を意識し、今一度確認をお願いします。



《疾病等の発生に伴う休日等の対応について》

休日等であっても家畜の異常が認められた場合は、家畜保健衛生課あて連絡をお願いします。

東部農業事務所家畜保健衛生課（東部家畜保健衛生所）

〒373-0805 群馬県太田市八重笠町361-3

電話：0276-45-2041、FAX：0276-45-9994

※「やえがさだより」は、群馬県ホームページにも掲載しています。ご活用ください。

※ 畜産業を廃業された方に送付された場合は、家畜保健衛生課までご連絡ください。

排水基準の改正

令和7年7月1日から施行

○「硝酸性窒素等」の排水基準は、排水量にかかわらず「畜産農業全体」が対象となっており、下記のように改正されます。

改正点

現在の暫定基準

令和7年6月30日まで

豚：400mg/l

牛：300mg/l

馬：100mg/l（一般排水基準）

今後3年間の暫定基準

令和7年7月1日～令和10年9月30日

豚：400mg/l（据え置き）

牛：100mg/l（一般排水基準）

馬：100mg/l（変更なし）

※「硝酸性窒素等（mg/l）」

=「アンモニア性窒素」×0.4 + 「亜硝酸性窒素」 + 「硝酸性窒素」

○平成23年4月1日から排出水の「年1回以上の自主測定※1」と「記録※2の3年間保存」が義務付けられています。

※1 日平均排水量10m³以上の事業場に適用（硝酸性窒素等有害物質を排出する届出をしている場合は日平均排水量10m³未満でも定期的な測定が必要）

※2 記録：水質測定記録表と計量証明書等の資料

毎年、水質測定をして浄化槽を適正に管理しましょう！
記録表や計量証明書などを3年間保存しましょう！



情報提供：群馬県米麦畜産課 畜産環境係 027-226-3114

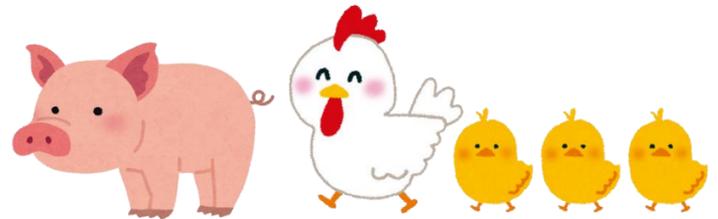
速やかな手当金受け取りのためには 日頃からの伝票情報等の整理が重要です

家畜伝染病発生の際、速やかに手当金等の交付を受けるためには、日頃から伝票情報等を整理・保管しておく必要があります。

家畜の評価に必要な資料の一例

1 導入に要する費用が分かるもの

- 導入日齢、導入日、品種、導入頭羽数、日齢、性別、価格が記載された伝票等が必要
- 消費税額が分かる必要あり



2 生産に要する費用が分かるもの

- 当該家畜の生産に係る伝票、およそ直近1年分が必要
- 飼養期間が短期間に限定されている場合は、生産に直接関係する伝票でも可能
- 生産物の製品化に要する費用については、生産にかかる費用として計上しない
- 消費税額が分かる必要あり



3 出荷に要する費用が分かるもの

- 種類毎におよそ直近1年分が必要
- 通常平均出荷日齢を確認する必要がある
- 廃用時に販売価格がない場合についても、平均廃用日齢を算出するために必要
- 消費税額が分かる必要あり



物品の評価に必要な資料の一例

1 販売価格が分かるもの

- 卵や堆肥の通常販売価格、重量等が分かる資料が必要
- 実際に焼埋却した飼料等に係る伝票が必要
- 消費税額が分かる必要あり



詳細については、農林水産省HPをご覧になるか、最寄りの家畜保健衛生所にお問い合わせください。

